

トランプ発言に表れた米の核兵器正当化論

大西広（慶應義塾大学/京都大学名誉教授）

イランの核施設への攻撃について広島や長崎への原爆投下と「本質的に同じ」で、それによって「戦争を終結させた」とトランプ大統領が 6 月 25 日に発言した。航空機や軍艦を燃料不足で出撃さえできなくなっていた日本の敗戦が当時すでに確定していたことは周知の事実で、核兵器の正当化のために歴史を書き換える暴挙である。そして、その意味で、現在すでに 94 ケ国が署名している核兵器禁止条約を真に実効あるものにさせること、日本国民としてまずは日本国政府にその条約に署名させることが焦眉の課題となっている。

原爆投下は国際法違反

しかし、そう考えれば考えるほど、すでに日本国内で原爆投下が国際法違反であったとする司法の判決が出されていることを思い出すことが重要となる。昨年の NHK 朝ドラでも三淵嘉子をモデルとする主人公が担当した「原爆裁判」の判決(1963 年)である。この判決では、原告の損害賠償請求は棄却されたものの「原爆投下は国際法違反」との明確な判断が示されているからである。判決文は言う。「被爆者は損害賠償請求権を持たない」が、「国家は自らの権限と責任において開始した戦争により、多くの人々を死に導き、障害を負わせ、不安な生活に追い込んだ・・・・・・しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般戦災者の比ではない。被告がこれに鑑み十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。・・・・本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かすにはおられない。」

ここで言う「政治の貧困」とは被爆国であるにも関わらず、そして、広島原爆の直後に日本政府としてアメリカに抗議文を送っているにも関わらず、この裁判で日本政府が「国際法に違反しない」との立場を主張し続けたことを指している。一体、どの国の国民の利益を守ろうとしている政府なのか!とまさに嘆か

ずにおられない。昨年末のノーベル賞受賞スピーチで被団協田中代表が言及しなかったものの、日本被団協もこの判決を積極的に評価し、ホームページでその立場を表明している。

問題の出発点としての東京裁判

ただし、この裁判が日本政府を被告として行われたことに表されているように、損害賠償請求の対象がアメリカでないのは日本国政府が対米請求権を放棄していたからである。これは当時存在した両国の力関係から仕方のないものとするのは理解ができて、本来は「アジア太平洋戦争」の全体を総括すべく開催された東京裁判で原爆投下が裁かれなかったことに起因している。戦争裁判というもの、そこで行われた戦争犯罪のすべてを裁くのが本来の役割であるところが、裁判を主導したアメリカの事情で重大な 3 種の戦争犯罪が裁かれずに終わっている。具体的には、原爆投下、重慶や東京を含む各地の無差別爆撃、それに 731 部隊である。

これを逆に言うと、裁かれた戦争犯罪もある。南京事件がその典型である。が、これはそれに類する犯罪をアメリカがやらなかったがために裁かれたのであって、重慶大爆撃が裁かれなかったのはアメリカ自身が原爆投下や各地の無差別爆撃を行っていたからである。ちなみにここでは一般的軍事占領や侵略それ自身も裁かれなかったが、それを裁くと欧米帝国主義もまた裁かれなければならないからである。(731 部隊が裁かれなかったのも石井部隊長がその研究資料をアメリカに提供したからである。)

したがって、今ここで核兵器禁止を国際法レベルで確実なものとしようとする時、それが本来、東京裁判で裁かれねばならなかったということ、本来はそもそも最初から核兵器が国際法違反であるということを忘れてはならない。ハーグ陸戦条約などによって最初から非戦闘員の殺戮は禁止されていたからである。

核兵器禁止の国内・国際の統一戦線のために

ただし、こうして考えると、東京裁判で裁かれずに終わった原因としてのア

アメリカの戦後支配体制やそれに従属した日本の政治経済システムの問題にどこまで我々が踏み込めるかが問われることとなる。

そして、もしそうであれば、グローバル・サウスに連帯してアメリカを盟主とする西側に対抗する国際的統一戦線に加わることで、対米従属からの脱却をめざす国内反米民族主義勢力との協同が求められる。後者の協同はすでに「オール沖縄」の形をとってすでに 13 年の歴史を有する。その流れを国際的な連帯へと結びつけていくことが求められているのだと私は考えている。

(日本 AALA 機関紙 8 月号に掲載)